

◎会派別交付状況

単位：円

会派名	概算交付額	実績額	返戻額	使途内訳	
政友クラブ（6人）	355,000	330,150	24,850	調査旅費	330,150
新政クラブ（6人）	360,000	350,160	9,840	調査旅費	350,160
大政クラブ（3人）	180,000	58,360	121,640	調査旅費	58,360
市政クラブ（2人）	120,000	0	120,000		
日本共産党（2人）	120,000	115,330	4,670	資料購入費	115,330
みどりの会（1人）	60,000	35,280	24,720	資料購入費	35,280
市民連合（1人）	55,000	0	55,000		
リベラル柳井（1人）	60,000	58,360	1,640	調査旅費	58,360
公明党（1人）	60,000	58,360	1,640	調査旅費	58,360
計	1,370,000	1,006,000	364,000		1,006,000

※実績額が概算交付額を上回る場合は、会派の負担になります。

また、インターネットの市議会ホームページにも記載しております。

平成20年度柳井市議会の  
政務調査費を公表します

◎視察の状況

視察先	内容	会派名
東京都千代田区 （国会議事堂内） 東京都中央区	少子高齢化が進む中での子育て支援策 地域にマッチした企業誘致の推進 「おいでませ山口」物産館視察 （株）藤本印刷東京支社の企業訪問	新政クラブ・大政クラブ・リベラル柳井 公明党
三重県亀山市 滋賀県竜王町 和歌山県白浜町	企業誘致について 学校給食における地元野菜等の利用について 地域資源の活用について	政友クラブ

政務調査費とは、議会の議員の調査研究活動に必要な経費の一部として交付するものです。

（地方自治法第100条第13項）

柳井市では、会派に対し、所属議員数に月額5,000円を乗じて得た額を交付しています。

（柳井市議会政務調査費の交付に関する条例）

政務調査費の交付を受けた会派は、年度末に収支報告書を提出し、概算交付額に残が生じた場合は返還しなければなりません。また、会派の経理責任者は、会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を5年間保管しなければなりません。

柳井市の政務調査費の使途基準は概ね次のとおりです。（柳井市議会政務調査費の交付に関する規則）

- 研究研修費 会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
- 調査旅費 会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
- 資料作成費 会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代等）
- 資料購入費 会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
- 広報費 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
- 広聴費 会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）